



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ニチモウ株式会社  
代表社名 代表取締役社長 松本 和明  
(コード番号 8091 東証第 1 部)  
問合せ先 総務部長 山本 敏夫  
総務チームリーダー 平田 亨  
(TEL 03-3458-3524)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 129 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 取締役および監査役が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行にともない、業務執行取締役でない取締役および監査役として適切な人材の招聘を容易等にするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 26 条(取締役の責任免除)および第 35 条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、定款第 26 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) その他、上記条文の新設にともない、条数の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

別 紙

(下線は変更の部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 1 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第 26 条～第 33 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 34 条～第 36 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 17 条 (現行のとおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条～第 25 条 (現行のとおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第 27 条～第 34 条 (現行のとおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 36 条～第 38 条 (現行のとおり)</p>

以 上